

國人第2の64号

平成11年10月19日

各 国 立 学 校 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 長
大 学 入 試 セン タ ー 長
学 位 授 与 機 構 長
国 立 学 校 財 務 セン タ ー 所 長
文 部 省 各 施 設 等 機 関 長

殿

文部省大臣官房人事課長

加 茂 川 幸 末



(印影印刷)

文部省大臣官房福利課長

三 村 洋



(印影印刷)

放射性物質等の取扱いに関する安全管理の徹底について（通知）

標記にかかることについて、人事院から別紙（写）のとおり通知がありました。

つきましては、今般の東海村における核燃料加工施設での事故の影響等に鑑み、貴機関内における周知の徹底及び再点検を行う等、健康安全管理の一層の徹底を図るようお願いします。

担 当

安全管理 大臣官房人事課福祉班

内線 2145

健康管理 大臣官房福利課福祉係

内線 2664

2 放射性物質及び放射線発生装置等機器の点検

放射性物質の保管状況並びに放射性物質を装備している機器及び放射線発生装置等についての日常的な点検確認を行うなど適切な措置を講じること。

3 放射線業務従事者の被ばく管理の徹底

管理区域内において業務を行う者に対する放射線測定用具の装着を徹底すること。
また、作業場所についても適切な管理を行うこと。さらに測定結果等の記録保存についても確認すること。

4 作業マニュアルの作成、周知等

放射性物質及び装置等の安全な取扱いについて、作業マニュアルの作成、見直しを行うとともに、関係職員に対してその内容を周知徹底すること。

5 健康安全教育の徹底

放射線業務従事者その他管理区域に立ち入る者等関係職員に対して、放射線障害防止に関する教育の実施を確実に行うこと。

6 緊急時における措置、連絡、報告体制等の確認

放射性物質の漏えい等の緊急時や不測の事態に対応するための措置の確認、また、科学技術庁、人事院をはじめとする関係機関への連絡体制について確認すること。

以 上